

実績報告書作成時の取得財産等明細書（様式17）の記入に関して

- ①、補助金交付番号とは、交付決定通知書に記載されている番号をいう
- ②、財産名は、LPガス自動車と記入
- ③、規格は、車名・車両型式を記入
（交付申請書の車名と車両型式を記入する）
- ④、数量は、1台と記入
- ⑤、単価・金額は、補助金交付額を記入
- ⑥、取得年月日は、支払完了日を記入
- ⑦、耐用年数は、別途下記に記載
- ⑧、保管場所は、車庫証明書の住所を記載（車検証の使用者の住所）

耐用年数の把握について

有形減価償却資産の法定耐用年数 車両及び運搬具の項目から法定耐用年数を把握する事
EX、軽自動車（ハイゼットカーゴ等）の場合*運送・貨自動車業・自動車教習所の車両・
以外は4年となります（参考資料参照）

使用過程車（中古車）にてLPガス自動車を改造等取得した場合は以下の算式により
耐用年数を算出します。

- ・法定耐用年数の全てを経過している場合

耐用年数＝法定耐用年数×20%が耐用年数となります

- ・中古資産が法定耐用年数を一部経過しているとき

耐用年数＝（法定耐用年数－経過年数）×80%

但し、いずれも一年未満の端数は切捨て。*最低2年の耐用年数となります

この耐用年数が、取得財産等の処分制限期間となりますので十分ご注意願います。